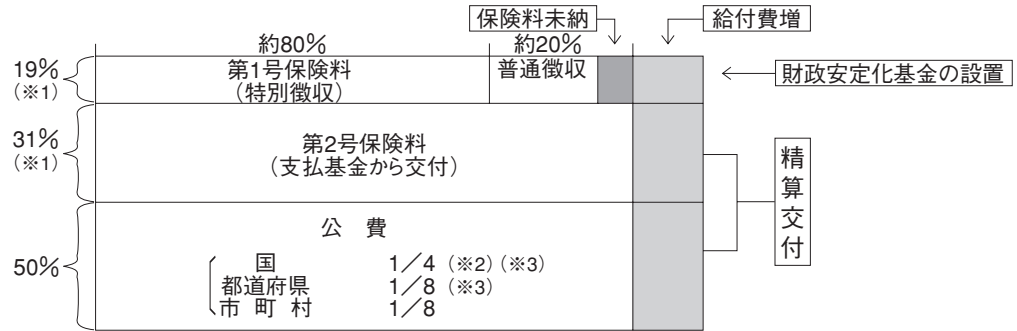


## 介護保険制度の財政状況

### 概要

### 介護保険制度の財政状況



- ※1 18～20年度における第1号被保険者と第2号被保険者の推計人口比率に基づく割合である。  
(12～14年度はそれぞれ17%、33% 15～17年度はそれぞれ18%、32%)
- ※2 国費の5%分は、市町村間の財政の格差の調整のために充てる(市町村により交付割合が異なる)。  
(調整事由) ①後期高齢者の加入割合の相違 ②高齢者の負担能力(所得段階別被保険者数)の相違  
③災害時の保険料・利用料減免(特別調整)
- ※3 平成18年度からの介護保険施設等(※)に係る給付費の負担割合は次のとおり。  
(※) 都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設  
 国 25% → 20%  
 都道府県 12.5% → 17.5%  
 ☆ 中期財政運営を導入し、第1号被保険者の保険料改定は3年に1度